

広島市立大学情報統括センター規程

令和7年3月25日

規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号）第6条第2項の規定に基づき、情報統括センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、デジタル化の基盤となる情報システム及びネットワーク等（以下「デジタル基盤」という。）の構築・運用を通じて、大学における教育研究、法人及び大学の運営に関するデジタル化を推進するとともに、新たな技術やサービスを導入するための研究開発を行うことにより、教育研究の質の向上、戦略的、機動的かつ効率的な運営に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この規程において、使用する用語は、公立大学法人広島市立大学情報セキュリティ対策規程（平成22年規程第30号）で使用する用語の例による。

(分掌事務)

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を所掌する。

- (1) デジタル基盤の整備及び運用管理に関すること。
- (2) 学外ネットワークとの接続に関すること。
- (3) ソフトウェアライセンスの管理等に関すること。
- (4) 情報セキュリティに関すること。
- (5) デジタル基盤の監査に関すること。
- (6) デジタル基盤の教育、研究及び業務への活用支援に関すること。
- (7) 次世代のデジタル基盤の整備に向けた調査、研究及び開発等に関すること。
- (8) デジタル基盤を活用した先駆的なサービスを導入するための研究開発に関すること。
- (9) 情報戦略の企画及び立案に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営に関すること。

(組織)

第5条 センターに、次の職員を置く。

- (1) 情報統括センター長
- (2) 情報統括センター副センター長
- (3) 情報統括センター次長
- (4) 事務職員その他必要な職員

(センター長)

第6条 情報統括センター長（以下「センター長」という。）は、学長が指名し、理事長が任命する。

- 2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長の任期の末日は、当該センター長を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。
- 4 センター長が辞任したとき、又は欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第7条 情報統括センター副センター長（以下「副センター長」という。）は、学長が指名し、理事長が任命する。

- 2 副センター長は、センターの管理運営についてセンター長を補佐する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長の任期の末日は、当該副センター長を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。
- 4 副センター長が辞任したとき、又は欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第8条 デジタル基盤等（情報統括センターの所掌に属するものに限る。）の利用に関する事項は、センター長が別に定める。

- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、センター長が附属施設等運営委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 広島市立大学情報処理センター規程（平成22年規程第106号）及び広島市立大学情報処理センター利用規程（平成24年規程第4号）は、廃止する。